第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条（これらの規定を第六十七条において準用する場合を含む。）、第三十八条、第五十三条第一項（第六十七条において準用する場合を含む。）又は第五十七条第一項（第六十七条において準用する場合を含む。）の要求の文書（写しを含む。）	答弁書の提出を求める文書 反論書の提出を求める文書の写し 当事者に対して立証を求める文書 当事者に対して口頭審理の準備のための書面の提出を求める文書 証拠資料の提出を求める文書 口述書の提出を求める文書の写し		
第三十五条第一項（第六十七条において準用する場合を含む。）の答弁書	答弁書		
第三十五条第二項（第三十六条第二項又は第六十七条において準用する場合を含む。）の必要と認める資料	答弁書に添付された必要と認める資料		
第三十六条第一項（第六十七条において準用する場合を含む。）の反論書（写しを含む。）	反論書		
第三十八条の口頭審理の準備のための書面	口頭審理の準備のための書面		
第四十四条第二項の最終陳述の書面	最終陳述の書面		
第四十五条第四項（第六十七条において準用する場合を含む。）の報告の文書	口頭審理の終了に係る報告の文書 審尋審理の終了に係る報告の文書		
第四十七条第二項（第六十七条において準用する場合を含む。）の申請の文書	証人の出席に係る申請の文書		
第五十二条第一項（第六十七条において準用する場合を含む。）の呼出状の写し	証人の呼出状の写し		
第五十四条第二項（第五十八条第二項又は第六十七条において準用する場合を含む。）の宣誓書	宣誓書		
第五十七条第一項（第六十七条において準用する場合を含む。）の口述書	口述書		
第七十条第二項（第八十条第一項において準用する場合を含む。）の判定書（写しを含む。）	判定書		
第七十三条第二項（第八十条第一項において準用する場合を含む。）の更正通知書（写しを含む。）	更正通知書		
第七十六条の再審請求書	再審請求書		
第三条第二項の届出の文書	行政措置要求書に記載した事項の変更に係る届出の文書	規則一三―二（勤務条件に関する行政措置の要求）	
第四条の二の命令の文書の写し	行政措置要求書の補正を命ずる文書の写し		
第六条の通知の文書（写しを含む。）	要求の受理に係る通知の文書 要求の却下に係る通知の文書の写し		
第七条第一項の資料	関係者から提出された資料		
第八条第一項の呼出しの文書の写し	証人を呼び出す文書の写し		
第八条第二項の宣誓の文書	宣誓の文書		

	判定が行われ、又は要求が却下され、若しくは取り下げられる日に係る特定日以後三年
	廃棄